

令和6年第3回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月4日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川 暢一 君	2番	川島 富士夫 君
3番	西村 毅 君	4番	倉谷 明 君
5番	増井 文雄 君	6番	藤田 正美 君
8番	熊谷 勘信 君	9番	島津 秀樹 君
10番	辻岡 正和 君	11番	坂本 豊 君
12番	今井 富雄 君	13番	北原 武道 君
14番	松本 孝雄 君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 隆司 書記 堀田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英朗	副町長	二本松 正広
教育長	松宮 毅	会計管理者	三宅 宗左
総務課長	竹内 正	総合政策課長	岸本 晃浩
観光商工課長	田中 啓司	税務住民課長	中西 みや子
環境安全課長	中村 辰也	福祉課長	山口 勉
子育て支援課長	旭 明男	健康医療課長	池田 和哉
建設課長	吉村 卓也	上下水道課長	飛永 浩志
産業振興課長	中村 和幸	パレア文化課長	山本 裕之
歴史文化課長	松宮 登志次	教育委員会事務局長	宮田 雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 令和5年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 2号 令和5年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告に

ついて

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 5 | 報告第 3 号 | 令和 5 年度若狭町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 若狭三方ビバレッジ株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 4 1 号 | 工事請負契約の締結について（令和 6 年度若狭町スマートエリアモデル分譲地造成工事） |
| 日程第 8 | 議案第 4 2 号 | 工事請負契約の締結について（令和 6 年度町道 3 3 0 1 号線防護柵設置工事） |
| 日程第 9 | 議案第 4 3 号 | 若狭町税条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 4 号 | 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 5 号 | 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 6 号 | 若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 7 号 | 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 8 号 | 若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 9 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 0 号 | 令和 6 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 1 号 | 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 2 号 | 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 3 号 | 令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 5 4 号 | 令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 1 | 請願第 2 号 | 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書 |

日程第 2 2 請願第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める
請願

(午前 9時15分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和6年第3回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和5年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書などの報告のほか工事請負契約の締結、条例の一部改正、令和6年度各会計の補正予算などであります。慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力を賜りますことをよろしくお願いいたします。

そして、議員、理事者各位におかれましては、まだ朝晩の温度差がございますので、健康には十分に御留意いただきまして、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和6年第3回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、令和6年第3回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

去る5月18日と19日には、町制20周年を記念した第32回「若狭・三方五湖ツアーデーマーチ」を開催させていただきました。天候にも恵まれ、全国各地から3,838名の方々の御参加をいただきました。今回はこれまで以上に安全対策を講じさせていただき、大きな事故やけがなく無事終えることができました。御協力をいただきました関係者の皆様方にも心から感謝申し上げます。

また、19日には、同会場におきましてSDGs教育を、企業や行政、教育機関に展開されておられます社会起業家の平原依文さんに「若狭町SDGsアンバサダー」として委嘱させていただきました。

現在、若狭町では、SDGsをまちづくりのテーマに掲げており、学校教育における子どもたちの探究学習をはじめ、地域や集落、町内企業などの活動にも展開し、町全体

で取組を進めております。平原さんには町内で開催する講演会などを通じてSDG s 推進の先導役を担っていただき、町としてもSDG s の取組をより一層強めてまいりたいと考えております。

6月に入り、いよいよ梅の時期を迎えました。5月31日から福井梅の剣先の集荷が始まり、明日6月5日からは主力品種であります紅映の集荷も始まります。

また、本年も福井梅の皇室献上として、秋篠宮家、三笠宮家、常陸宮家の3宮家に献上をさせていただきます。

今年は暖冬の影響で開花が早まり、さらに3月の寒波による結実率の低下で生産量が大きく減少し、前年度の約3割減となる700トンの出荷を見込まれております。全国的にも不作と見込まれていますが、私といたしましても、各市場に赴きトップセールスを行うとともに状況の推移を見守っているところであります。今後も特産「福井梅」はもとより、若狭町全体の魅力の発信に努めてまいります。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、令和5年度若狭町一般会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、令和5年度決算に伴う「若狭三方ビバレッジ株式会社」の経営状況の報告、工事請負契約の締結、条例の一部改正、そして、令和6年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算などの案件を御提案させていただきます。

議員の皆様には、十分なる御審議の上、何とぞ妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番熊谷勘信君、9番島津秀樹君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 報告第1号から日程第6 報告第4号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第3、報告第1号「令和5年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第6、報告第4号「若狭三方ビバレッジ株式会社の経営状況の報告について」までの4件の報告を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第1号から報告第4号までの4件につきまして御報告申し上げます。

まず、報告第1号「令和5年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

民生費における「子どもの遊び場整備事業」や農林水産業費における「若狭町水稻生産緊急支援事業」、土木費における「道路改築事業」など12件で、繰越額を1億3,812万5,000円と報告させていただきます。

次に、報告第2号「令和5年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

水道事業における三生野地係の水管橋設置工事、三十三地区の水道施設高区送配水管工事など3件で、繰越額を3,800万円と報告させていただきます。

次に、報告第3号「令和5年度若狭町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

下水道事業における三十三地区の三方南部処理場機能強化工事など2件で、繰越額を

5, 640万円と報告させていただきます。

次に、報告第4号「若狭三方ビバレッジ株式会社の経営状況の報告について」ですが、本案は、若狭町が出資しております第三セクター「若狭三方ビバレッジ株式会社」の第24期の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告申し上げるものであります。

以上4件につきまして、報告とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

以上で報告が終わりました。

～日程第7 議案第41号・日程第8 議案第42号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第7、議案第41号「工事請負契約の締結について（令和6年度若狭町スマートエリアモデル分譲地造成工事）」、及び日程第8、議案第42号「工事請負契約の締結について（令和6年度町道3301号線防護柵設置工事）」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第41号及び議案第42号の「工事請負契約の締結について」の2議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第41号につきましては、令和6年度若狭町スマートエリアモデル分譲地造成工事をさせていただくもので、去る5月24日に制限付き一般競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号につきましては、令和6年度町道3301号線防護柵設置工事をさせていただくもので、去る5月29日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の２議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第４１号「工事請負契約の締結について（令和６年度若狭町スマートエリアモデル分譲地造成工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４１号「工事請負契約の締結について（令和６年度若狭町スマートエリアモデル分譲地造成工事）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４２号「工事請負契約の締結について（令和６年度町道３３０１号線防護柵設置工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４２号「工事請負契約の締結について（令和６年度町道３３０１号線防護柵設置工事）」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第９ 議案第４３号から日程第１４ 議案第４８号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第９、議案第４３号「若狭町税条例の一部改正について」から、日程第１４、議案第４８号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第43号から議案第48号までの6議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第43号「若狭町税条例の一部改正について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第44号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第45号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第46号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第47号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第48号「若狭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、6 議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の6 議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第48号までの6 議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております6 議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第15 議案第49号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第15、議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第49号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。塩坂越地係の下水道処理施設において機器改修工事を行う必要があり、辺地対策事業債の発行及び措置のため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案第４９号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４９号については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第４９号については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第１６ 議案第５０号から日程第２０ 議案第５４号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第１６、議案第５０号「令和６年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」から、日程第２０、議案第５４号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第１号）」までの５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第５０号から議案第５４号の５議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第５０号「令和６年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ３億４２９万３，０００円を追加し、予算総額を１１９億７，６３２万５，０００円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で１億６，９９６万円の増額、県支出金で４，７０５万円の増額、繰越金で４，５５８万３，０００円の増額、町債で２，９１０万円の増額などとしております。

歳出の主なものとしたしましては、総務費で地域活性化事業に７５０万円、住民税非課税世帯等生活支援給付金事業に１億３，９８３万円など、民生費では、子育て包括支援事業に６万円など、衛生費では、予防接種事業に４，２５３万７，０００円、農林水

産業費では、農村発イノベーション事業に71万9,000円、水田農業機械施設等整備事業に2,149万6,000円、農地耕作条件改善事業に1,050万円など、商工費では、観光DX推進事業に270万円、土木費では、道路維持修繕事業に1,200万円、道路改築事業に2,755万3,000円など、教育費では、学校規模配置適正化事業に411万2,000円、地域部活動体制整備事業に130万円などを計上させていただきました。

次に、議案第51号、令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）がありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ924万円を追加し、予算総額を15億8,580万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金で600万円の増額、基金繰入金で324万円の増額としております。

歳出といたしましては、総務費で924万円の増額を計上させていただきました。

次に、議案第52号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,359万6,000円を追加し、予算総額を19億5,484万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金で1,359万6,000円の増額としております。

歳出といたしましては、総務費で1,359万6,000円の増額を計上させていただきました。

次に、議案第53号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」がありますが、資本的支出におきまして、下水道施設改良費として1,485万円を増額するものであります。

次に、議案第54号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」がありますが、資本的支出におきまして、病院建設事業費として632万円を増額するものであります。

以上、5議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第54号までの5議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第21 請願第2号・日程第22 請願第3号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第21、請願第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書」、及び日程第22、請願第3号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願」を一括議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり各常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。議案審査のため、明日5日から9日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日5日から9日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前 9時46分 散会）